

白河市犯罪被害者等支援条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 見舞金の支給（第3条―第14条）
- 第3章 転居費用助成金の交付（第15条―第21条）
- 第4章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、白河市犯罪被害者等支援条例（令和4年白河市条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）犯罪 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた、刑法（明治40年法律第45号）その他日本国における刑罰法令に規定する、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- （2）犯罪被害 犯罪による死亡又は重傷病をいう。ただし、被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合を除き、被害届が受理されているものに限る。
- （3）犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- （4）重傷病 犯罪による負傷又は疾病により、療養に要する期間が1か月以上、かつ、通算3日以上の上の入院（精神疾患の場合は通算3日以上労務に服することができない）と、医師に診断されたものをいう。
- （5）住民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者又は次に掲げるいずれかの事項によりやむを得ず本市の住民基本台帳に記録されずに市内に居住している者をいう。
 - ア 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）第2条第3項に規定する避難住民
 - イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
 - ウ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為に係る被害を受けていた者
 - エ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者
 - オ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
 - カ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者
 - キ その他本市の住民基本台帳に記録することで自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者

第2章 見舞金の支給

(見舞金の支給)

第3条 条例第8条の規定により支給する見舞金は、遺族見舞金及び重傷病見舞金とする。

2 遺族見舞金は犯罪被害者が死亡した場合、重傷病見舞金は犯罪被害者が重傷病を負った場合に支給する。

(見舞金の支給対象者等)

第4条 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 遺族見舞金 犯罪により死亡した者の第1順位遺族(次項から第4項までに定める第1順位の遺族(当該犯罪被害発生時に住民であった者に限る。))をいう。以下同じ。)

(2) 重傷病見舞金 犯罪により重傷病を負った犯罪被害者で、当該犯罪被害発生時に住民であったもの

2 前項第1号の遺族は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと市長が認める者を含む。以下同じ。)

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(以下「生計維持遺族」という。)

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 犯罪被害者の死亡当時胎児であった子が、その後出生した場合の前項第2号及び第3号の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときは同項第2号の子とし、その他のときにあつては、同項第3号の子とみなす。

4 遺族見舞金の支給対象者となる遺族の順位は、第2項各号に掲げる順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。

5 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族が2人以上ある場合においては、当該遺族の順位が同順位の場合には同意書により決定された代表者とする。

6 第2項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡の前に、当該犯罪被害者の死亡により遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

(見舞金の額)

第5条 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 60万円

(2) 重傷病見舞金 30万円

2 前項の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪被害により死亡した場合に、当該犯罪被害者の遺族に対して支給する遺族見舞金の額は、同項第1号に掲げる額から既に支給した重傷病見舞金の額を減じて得た額とする。

(支給の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、見舞金を支給しないことができる。

(1) 当該死亡又は重傷病の原因となった犯罪が行われたときにおいて、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者の間に次のいずれかに該当する親族関係があつたとき。ただし、市長が支給対象として認める特段の理由がある場合は、この限りでない。

ア 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

イ 直系血族(親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。)

ウ 3親等内の親族

- (2) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にもその責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、白河市暴力団排除条例（平成24年白河市条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等並びにこれらのものと密接な関係を有する者であるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（支給の申請）

第7条 遺族見舞金の支給の申請を行う者（以下この条から第9条まで及び第11条において「申請者」という。）は、白河市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書（第1号様式）及び犯罪被害申告書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書その他の犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を確認することができる書類
- (2) 犯罪被害者の消除された住民票の写し
- (3) 申請者が、犯罪被害発生時に住民であったことを証明することができる書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し、市内に居住していたことを客観的に確認できる書類等）
- (4) 申請者と犯罪被害者との続柄を証明する書類（戸籍の謄本又は抄本等）
- (5) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）
- (6) 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）
- (7) 申請者が生計維持遺族であり、第1順位遺族を決定するのに必要があるときは、当該死亡の原因となった犯罪が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（犯罪被害者の収入を証明する資料、家計簿、住民票の写し等）
- (8) 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上あるときは、白河市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（第3号様式）
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金の支給の申請者は、白河市犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書（第4号様式）及び犯罪被害申告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書その他の証明書（犯罪による負傷又は疾病の状態、療養期間、入院日数、病名を明記したものとする。ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であったことを明記したものとする。）
- (2) 前項第3号の書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項各号に掲げる書類のうち、本市の住民基本台帳、戸籍等により申請者の資格等を確認することができる場合は、公用請求等同意書（第5号様式）の提出により当該書類に替えることができる。

4 第1項及び第2項の申請者が未成年者である場合又はやむを得ない理由により当該見舞金の申請手続ができない場合は、当該申請者に代わって親族等が申請手続をすることができる。

（支給の申請期限）

第8条 前条の規定による申請は、申請者が犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したときは行うことができない。なお、重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪により死亡した場合に、当該犯罪被害者の遺族が遺族見舞金の申請を行う場合にあっては、死亡した日から2年を経過したと

きは、申請を行うことはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪の加害者により身体を自由に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により、前項に規定する期間を経過する前に、前条の規定による申請ができなかったときは、その理由がなくなった日から6月以内に限り、前条の規定による申請をすることができる。

(支給の決定等)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、見舞金を支給する旨又は支給しない旨の決定を行わなければならない。

- 2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかに、白河市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書(第6号様式)又は白河市犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書(第7号様式)により、申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による見舞金の審査に際し、申請者等から当該申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合において、市長は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

- 4 前項の規定は、見舞金の支給決定後においても適用することができる。

(見舞金の請求)

第10条 前条の規定により見舞金の支給決定通知を受けた者は、白河市犯罪被害者等見舞金支給請求書(第8号様式)により、市長に当該見舞金の支給を請求するものとする。

(支給決定の取消)

第11条 市長は、当該見舞金の支給決定後、次の各号のいずれかに該当した場合は、第9条第1項の決定を取り消すことができる。

- (1) 第6条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき。

- 2 市長は、前項の規定により取消しを行った場合は、白河市犯罪被害者等見舞金支給取消通知書(第9号様式)により申請者に通知するものとする。

(見舞金の返還)

第12条 見舞金の支給を受けた者が、前条の規定により見舞金の支給決定の全部又は一部を取り消されたときは、当該見舞金を返還しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 見舞金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(報告等)

第14条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、見舞金の支給の決定を受けた者に対し、報告を求め、及び調査を行うことができる。

第3章 転居費用助成金の交付

(転居費用の助成)

第15条 条例第12条の規定により、犯罪被害によって従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者又はその遺族に対し、新たな住居に転居するために要する費用を助成するものとする。

- 2 前項の従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者又はその遺族とは、犯罪被害者の住居等において犯罪被害を受け、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪により住居が滅失し、又は著しく損壊したため、居住することができなくなった犯罪被害者又はその遺族
- (2) 二次被害の発生、再被害のおそれその他の事情により、精神的に従前の住居に居住し続けることが困難となった犯罪被害者又はその遺族
- (3) その他市長が必要と認める者

(助成金の交付対象者)

第16条 転居費用に対する助成金（以下「転居費用助成金」という。）の交付を受けることができる者は、前条第2項に規定する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 犯罪により死亡した者の配偶者であって、当該犯罪被害発生時に住民であったもの
- (2) 犯罪により死亡した者の二親等以内の親族であって、当該犯罪被害発生時に住民であったもの
- (3) 犯罪により重傷病の被害を受けた者で、当該犯罪被害発生時に住民であったもの
- (4) 前3号に準じる者で、転居費用助成金による支援が特に必要であると市長が認めるもの
(助成金の額等)

第17条 転居費用助成金の額は、次の各号に掲げる費用（消費税及び地方消費税を含む。）の合計額とし、20万円を上限とする。

- (1) 運送に要した費用
- (2) 荷造り等のサービス（運送業者が行ったものに限る。）に要した費用
- (3) その他市長が認める費用

2 転居費用助成金は、同一の事案について、1回の転居に要した費用に限り交付するものとする。
(支給の制限)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、転居費用助成金を交付しないことができる。

- (1) 犯罪被害者又はその遺族が、他の地方公共団体から当該転居費用助成金と同種の交付を受けているとき。
- (2) 当該死亡又は重傷病の原因となった犯罪が行われたときにおいて、犯罪被害者又はその遺族と加害者の間に次のいずれかに該当する親族関係があったとき。ただし、市長が支給対象として認める特段の理由がある場合は、この限りでない。
 - ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - イ 直系血族（親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。）
 - ウ 3親等内の親族
- (3) 犯罪被害者又はその遺族が犯罪を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又はその遺族にもその責めに帰すべき行為があったとき。
- (4) 犯罪被害者又はその遺族が、白河市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等並びにこれらのものと密接な関係を有する者であるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、転居費用助成金を交付することが社会通念上適切でないとき。

(交付の申請)

第19条 転居費用助成金の交付の申請を行う者（以下この条において「申請者」というのは、白河市犯罪被害者等転居費用助成金交付申請書（第10号様式）及び犯罪被害申告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。）

- (1) 犯罪被害者が死亡し、その遺族が転居費用助成金の交付を申請する場合
 - ア 第7条第1項第3号から第5号までの書類
 - イ 運送業者等が作成した転居費用に係る内訳書及び領収書等
 - ウ その他市長が必要と認める書類
- (2) 犯罪により重傷病の被害を受けた犯罪被害者が転居費用助成金の交付を申請する場合
 - ア 第7条第1項第3号及び同条第2項第1号の書類
 - イ 前号イの書類
 - ウ その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号ア及びイ並びに同項第2号ア及びイに掲げる書類のうち、本市の住民基本台帳、戸籍等により申請者の資格等を確認することができる場合は、公用請求等同意書の提出により当該書類に替えることができる。

3 第1項の申請者が、未成年者である場合又はやむを得ない理由により当該転居費用助成金の申請手続ができない場合は、当該申請者に代わり親族等が申請手続をすることができる。

(交付の申請期限)

第20条 前条の規定による申請は、申請者が犯罪被害の発生を知った日から1年を経過したときは行うことができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪の加害者により身体を自由に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により、前項に規定する期間を経過する前に、前条の規定による申請ができなかったときは、その理由がなくなった日から6月以内に限り、前条の規定による申請をすることができる。

(見舞金の規定の準用)

第21条 第9条から第14条までの規定は、転居費用助成金について準用する。この場合において、これらの規定中「見舞金」とあるのは「転居費用助成金」と、「支給」とあるのは「交付」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪に係る犯罪被害者等に対する見舞金及び転居費用助成金について適用する。

白河市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書

年 月 日

白河市長

申請者（支給対象者） 住所（申請時）
住所（犯罪発生時） 申請時同じ

氏名

生年月日 年 月 日生
電 話 — —

遺族見舞金の支給を受けたいので、下記のとおり必要な書類を添えて申請します。

記

1 亡くなる原因となった犯罪の内容

犯罪被害申告書（遺族見舞金）（第2号様式）

<加害者> ※のある欄は、該当する項目にレ印を付してください。

不明

住所：

氏名：

（被害者との関係）

2 犯罪被害者と申請者の続柄・生計維持関係

配偶者（事実婚を含む） 子 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹

※配偶者以外の場合のみ～生計維持関係 あり なし

3 見舞金を支給しない場合に関する確認事項

はい いいえ

死亡の原因となった犯罪が行われたとき、犯罪被害者と加害者、又は、
第1順位遺族と加害者は、親族関係（事実婚を含む）にありません。

当該犯罪において、犯罪被害者又は第1順位遺族の責めに帰すべき行
為（犯罪を誘発したなど）はありません。

4 当該犯罪による重傷病見舞金（同種の見舞金を含む）の受給の有無

なし あり 受給した地方公共団体（ ）

受給額（ 円）

5 見舞金の返還

見舞金の支給後に、白河市犯罪被害者等支援条例施行規則第11条第1項（支
給決定の取消）の規定に該当することが判明した場合、同規則第12条の規定
により、支給を受けた見舞金を速やかに返還することに同意します。

6 暴力団排除の制約

犯罪被害者又は第1順位遺族は、白河市暴力団排除条例第2条第1号に規定す

る暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等並びにこれらのものと密接な関係を有する者ではありません。

- 上記事実の確認のため、警察に照会がなされる場合があることに同意します。

上記申請内容に間違いありません。

また、私が提供する個人情報、見舞金支給の審査に必要な範囲内で市、福島県及び福島県警察が共有し、調査に利用することに同意します。

申請者（支給対象者） 氏名

（署名）

代理申請者（※申請者が未成年者又はやむを得ない理由により申請手続きができず、申請者に代わって申請手続きをする場合のみ記載してください。）

（やむを得ない理由

（代理申請者）

住 所

氏 名

（署名）

生年月日 年 月 日生

電 話

— —

申請者（支給対象者）との関係

<添付書類>

- 犯罪被害者の死亡診断書その他の犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を確認することができる書類
- 犯罪被害者の消除された住民票の写し
- 申請者が、当該犯罪発生時に住民であったことを証明することができる書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し、市内に居住していたことを客観的に確認できる書類等）
- 申請者と犯罪被害者との続柄を証明する書類（戸籍の謄本又は抄本等）

※以下は必要に応じて添付

- ・申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるとき
 - その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）
- ・申請者が配偶者以外の者であるとき
 - 第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）
- ・申請者が生計維持遺族であり、第1順位遺族を決定するのに必要があるとき
 - 当該死亡の原因となった犯罪が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（犯罪被害者の収入を証明する資料、家計簿、住民票の写し等）
- ・第1順位遺族が2人以上いるとき
 - 白河市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（第3号様式）

注1 のある欄は、該当する項目にレ印を付してください。

2 申請者に代わって手続を行う者は、上記の書類のほか、申請者との関係を示す書類を提示してください。

犯罪被害申告書

1 犯罪被害者（犯罪が発生した当時）

住 所：

職 業（勤務先）：

氏 名：

生年月日： 年 月 日生（ 歳）

2 犯罪の内容

罪名（不明の場合は記載不要）：

日 時： 年 月 日 時 分

場 所：

受けた犯罪の内容（警察に届け出た内容等）

()

3 事件捜査担当警察署等

都道府県

警察署・高速道路交通警察隊

4 情報提供同意 ※の欄は、該当する項目にレ印を付してください。

当該申告内容について、見舞金支給の審査に必要な範囲内で市、福島県及び福島県警察が共有し、調査に利用することに同意します。

申告日（申請日） 年 月 日

申告者（申請者）住 所 白河市
氏 名 (署名)

代理申告者 住 所
氏 名 (署名)

申告者（申請者）との関係

※申告者がやむを得ない理由により署名できない場合のみ記載

白河市長

代表者 住 所 白河市
 氏 名
 犯罪被害者との続柄（ ）
 電 話 - -

白河市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書

私は、遺族見舞金の支給対象者である第1順位遺族を代表し、遺族見舞金を受給する者に指名されたことを申出します。

なお、下記第1順位遺族以外に新たな第1順位遺族が判明した場合は、代表者の責任において解決いたします。

記

私は、上記代表者が遺族見舞金を受給することに同意します。			
上記代表者以外の 第1順位遺族 (署 名)	犯罪被害者 との続柄	住 所	連 絡 先

第1順位遺族である者のうち、上記欄に署名等出来ない者の理由等（未成年、所在不明等）については下記のとおり申出します。

第1順位遺族氏名	犯罪被害者 との続柄	署名できない理由

年 月 日

白河市長

申請者（支給対象者） 住所（申請時）
住所（犯罪発生時） 申請時同じ
氏名
生年月日 年 月 日生
電 話 - -

重傷病見舞金の支給を受けたいので、下記のとおり必要な書類を添えて申請します。

記

- 1 重傷病の原因となった犯罪の内容
犯罪被害申告書（第2号様式）
<加害者> ※のある欄は、該当する項目にレ印を付してください。
不明
住所：
氏名：（被害者との関係）
- 2 見舞金を支給しない場合に関する確認事項
はい いいえ
 重傷病の原因となった犯罪が行われたとき、犯罪被害者と加害者は、親族関係（事実婚を含む）にありません。
 当該犯罪において、犯罪被害者の責めに帰すべき行為（犯罪を誘発したなど）はありません。
- 3 見舞金の返還
 見舞金の支給後に、白河市犯罪被害者等支援条例施行規則第11条第1項（支給決定の取消）の規定に該当することが判明した場合、同規則12条の規定により、支給を受けた見舞金を速やかに返還することに同意します。
- 4 暴力団排除の制約
 犯罪被害者は、白河市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等並びにこれらのものと密接な関係を有する者ではありません。
 上記事実の確認のため、警察に照会がなされる場合があることに同意します。

上記申請内容に間違いありません。

また、私が提供する個人情報、見舞金支給の審査に必要な範囲内で市、福島県及び福島県警察が共有し、調査に利用することに同意します。

申請者（支給対象者） 氏名

（署名）

代理申請者（※申請者が未成年者又はやむを得ない理由により申請手続きができず、申請者に代わって申請手続きをする場合のみ記載してください。）

〔 やむを得ない理由 〕

（代理申請者） 住 所
氏 名 （署名）
生年月日 年 月 日生
電 話 - -
申請者（支給対象者）との関係

<添付書類>

- 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書その他の証明書
※犯罪による負傷又は疾病の状態、療養期間、入院日数、病名を明記したものとする。ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であったことを明記したものとする。
- 申請者が、当該犯罪発生時に住民であったことを証明することができる書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し、市内に居住していたことを客観的に確認できる書類等）

- 注1 のある欄は、該当する項目のレ印を付してください、
2 申請者に代わって手続を行う者は、上記の書類のほか、申請者との関係を示す書類を提示してください。

第5号様式（第7条関係）

公用請求等同意書

年 月 日

白河市長

同意者 住 所
氏 名 （署名）
生年月日
電 話 () -
(戸籍等の閲覧・公用請求の場合)
本 籍 地
筆 頭 者

白河市犯罪被害者等支援条例に基づく見舞金及び助成金の支給申請を行うに当たり、申請の対象資格等を確認するため、必要な範囲内で本市が住民基本台帳、戸籍等の閲覧および公用請求することに同意します。

また、住民基本台帳、戸籍等公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。

様

白河市長

白河市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった白河市犯罪被害者等見舞金について、
下記のとおり支給することを決定したので通知します。

記

1 見舞金の種類

2 見舞金の額

円

※見舞金の支給後に、次のいずれかに該当した場合は、見舞金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

(1) 白河市犯罪被害者等支援条例施行規則第6条各号のいずれかに該当していると判明したとき

(2) 偽りその他不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき

※市長が見舞金の返還を求めた時は、市長が定める日までに見舞金を返還しなければなりません。

様

白河市長

白河市犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった白河市犯罪被害者等見舞金について、
下記の理由により、支給しないことに決定したので通知します。

記

理由

白河市長

受給決定者 住 所 白河市
 氏 名
 犯罪被害者との続柄（ ）
 電 話 - -

白河市犯罪被害者等見舞金支給請求書

年 月 日付け 第 号で支給決定通知がありました白河市
 犯罪被害者等見舞金について、下記のとおり請求します。

記

見舞金の種類	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 重傷病見舞金	
請求金額	円	
振込口座	フリガナ	
	口座名義人	
	金融機関名	
	支店名	
	種別	
	口座番号	

※該当する□の枠にチェックしてください。

様

白河市長

白河市犯罪被害者等見舞金支給取消通知書

年 月 日付け 第 号で支給決定通知をした白河市犯罪被害者等見舞金について、白河市犯罪被害者等支援条例施行規則第11条第1項の規定により、犯罪被害者等見舞金の支給決定を取り消したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 取消対象者氏名
- 2 取消対象支給額 金 円
- 3 取消事由
 - (1) 規則第11条第1項第1号に該当したため（規則第6条第 号に該当）
 - (2) 規則第11条第1項第2号に該当したため
- 4 備考

白河市犯罪被害者等転居費用助成金交付申請書

年 月 日

白河市長

申請者（支給対象者）住所（申請時）
住所（犯罪発生時） 申請時同じ

氏 名

生年月日 年 月 日生

電 話 - -

転居費用助成金の交付を受けたいので、下記のとおり必要な書類を添えて申請します。

記

1 転居が必要となった犯罪の内容

犯罪被害申告書（転居費用助成金）（別記第2号様式）

<加害者>

不明

住所：

氏名： （被害者との関係 ）

2 犯罪被害者と申請者の続柄

本人

配偶者（事実婚を含む） 子 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹

3 転居が必要となった理由

4 交付申請金額

円

5 転居前の住所

6 転居後の住所

7 転居費用助成金を支給しない場合に関する確認事項

はい いいえ

他の地方公共団体から同種の助成金を受給していません。（他の遺族を含む）

死亡の原因となった犯罪が行われたとき、犯罪被害者と加害者、又は、その遺族と加害者は、親族関係（事実婚を含む）にありません。

当該犯罪において、犯罪被害者又は遺族の責めに帰すべき行為（犯罪を誘発したなど）はありません。

8 転居費用助成金の返還

- 助成金の交付後に、白河市犯罪被害者等転居費用助成金支給要綱第11条第1項（支給決定の取消）の規定に該当することが判明した場合、同要綱第12条の規定に基づき、支給を受けた転居費用助成金を速やかに返還することに同意します。

9 暴力団排除の制約

- 犯罪被害者又は第1順位遺族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 上記事実の確認のため、警察に照会がなされる場合があることに同意します。

上記申請内容に間違いありません。

また、私が提供する個人情報、転居費用助成金支給の審査に必要な範囲内で市、福島県及び福島県警察が共有し、調査に利用することに同意します。

申請者（支給対象者） 氏名 (署名)

代理申請者（※申請者が未成年者又はやむを得ない理由により申請手続きができず、申請者に代わって申請手続きをする場合のみ記載してください。）

（ やむを得ない理由 ）

(代理申請者)

住 所
氏 名 (署名)
生年月日 年 月 日生
電 話 - -
申請者（支給対象者）との関係

<添付書類>

(1) 犯罪により死亡した者の遺族が助成金の交付を申請する場合

- 申請者と犯罪被害者との続柄を証明する書類（戸籍の謄本又は抄本等）
- 申請者が、当該犯罪発生時に住民であったことを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し、市内に居住していたことを客観的に確認できる書類等）
- 転居に際して運送業者等が作成した内訳書及び領収書等

※以下は必要に応じて添付

- ・ 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるとき

- その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）

(2) 犯罪により重傷病の被害を負った者が助成金の交付を申請する場合

- 申請者が、当該犯罪発生時に住民であったことを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し、市内に居住していたことを客観的に確認できる書類）
- 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書その他の証明書

※犯罪による負傷又は疾病の状態、療養期間、入院日数、病名を明記したものと

する。ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であったことを明記したものとする。

運送業者等が作成した転居費用に係る内訳書及び領収書等

注1 のある欄は、該当する項目のレ印を付してください、

2 申請者に代わって手続を行う者は、上記の書類のほか、申請者との関係を示す書類を提示してください。